

令和4年度 姉妹都市少年スポーツ交流事業費補助金 募集要領（追加募集分）

応募に当たってはこの要領をご一読いただき、必要書類を期日までに提出してください。

- ▼受付期間：令和4年6月1日（水）から同年6月30日（木）まで（土・日曜日を除く）
- ▼受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- ▼受付場所：生涯学習課窓口（流山市役所第1庁舎2階）
※郵送・メール・FAXでの提出はできません。

▼姉妹都市少年スポーツ交流事業補助金について

流山市と姉妹都市（福島県相馬市、長野県信濃町、石川県能登町、岩手県北上市）の少年スポーツ団体が、競技を通じた交流により、互いの親睦を深めるとともに、青少年の健全育成を図るために実施する事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものです。既存の募集期間は終了しましたが、予算に余剰があるため、受付期間を新たに設定して追加募集します。

▼補助の対象者について

少年スポーツ団体（主に市内在住の少年が所属し、市内を拠点として活動するチーム又はそれらのチームで構成される団体）が姉妹都市間での交流試合を行う場合で、次の全てに該当することが必要です。

- ア 市内の少年スポーツ団体としての継続した活動が1年以上あること。
- イ 営利を目的とする団体でないこと。
- ウ 交流する相手の姉妹都市に交流試合ができる少年スポーツ団体が存在し、その団体とスポーツ交流事業について同意ができていること。
- エ スポーツ交流事業を継続して実施しているもの又は実施の計画があると認められるもの

▼補助対象経費・金額及び交付回数の限度について

① 姉妹都市に訪問して実施するもの 《移動に要する経費を補助：上限27万円》

⑦民間のバスを借り上げて訪問する場合 → 1台につき1日4万5千円を限度とし、2台までを対象

①鉄道・飛行機・路線バスで訪問する場合 → 運賃の2分の1以内の額までを対象

※⑦と①の併用は可とします。（現地までは①、現地での移動は⑦とする場合など）

それぞれの金額を合計し交付額を算定します。（上限27万円）

② 流山市に受け入れて実施するもの 《交流試合に係る経費を補助：上限9万円》

※会場費、資料作成費、大会運営に係る消耗品費などが対象です。

交流試合に直接関係のない経費（交歓会費、記念品代、お土産代など）は、対象外とします。

※同一の申請者による同じ姉妹都市との交流は1回限りとします。

▼交付申請 下記の書類を提出してください

- ①補助金交付申請書（第1号様式）
- ②事業計画書（直近の実績や今後の計画があれば記入）
- ③収支予算書
- ④参加者名簿（少年と指導者の別がわかるように）
- ⑤団体の会則又は規約（②～⑤は任意様式にて作成してください。）

※この他に必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

※複数の姉妹都市との交流を希望する場合は優先順位を記載してください。

▼対象者の決定について

- ・ 姉妹都市少年スポーツ交流事業費補助金交付（不交付）決定通知書により通知します。
- ・ 申請者が多い場合、過去の実績や今後の計画内容を考慮の上、補助の対象者を決定することがあります。

▼実績報告 対象事業が完了したときは、次の書類を提出してください。

- ①実績報告書（第5号様式/交付決定時に配布）
- ②事業報告書
- ③収支決算書
- ④対象経費に係る領収書の写し
- ⑤事業実施に係る記録写真、資料等

- ・ 提出された資料を基に交付額確定を行います。
- ・ 交付した補助金に残額がある場合や補助対象外の支出がある場合、返納が発生します。

問い合わせ先

流山市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

住所：流山市平和台1-1-1

電話：7150-6106